

飯田市独自の「環境に配慮した農産物地域相互認証」が始まります!

「域産域消」、「環境に配慮した農業」の推進のため市独自の農産物認証制度を創設します。環境に配慮した農業に取り組んでいただく足掛かりとして、他の認証制度より取り組みやすい基準を設けてあります。認証した農産物は、まずは市内の学校給食で優先的に取り入れていきます。



● 制度の内容

①申請対象者 …… 市内に住所又は事業所を有し、認証された農産物を販売目的で生産する農業者

②認証対象農産物 …… 野菜、果樹等

③認証基準 ※以下を全て満たす場合に認証する。 ④認証期間 …… 原則として1年間

- 化学合成農薬の使用量(回数)を長野県の定めた慣行基準の **3割** 以上削減した農産物 (果樹については **2割** 以上削減した農産物)
- 化学肥料の使用量(窒素分量)を長野県の定めた慣行基準の **3割** 以上削減した農産物

● 他の認証制度との比較、関係 ※化学合成農薬、肥料使用量の削減量の基準のみの比較。【】内は果樹。

認証制度	農薬(削減割合)	肥料(削減割合)
地域認証(飯田市)	3【2】	3
信州の環境にやさしい農産物認証制度(長野県)	5【3】	5
特別栽培農産物認証制度(各都道府県)	5	5
有機JAS(農水省)	10	10

※「信州の環境にやさしい農産物認証制度」、「特別栽培農産物認証制度」、「有機JAS」に認証された農産物は地域認証の要件を満たすため、上記の認証が確認できれば地域認証農産物とみなします。

お問合せ先

飯田市農業課 生産振興係 ☎0265-21-3217

あまり手間がかからず作りやすい!

大豆・そばを栽培してみませんか?

飯田市農業振興センターでは、農地の遊休化を防ぐため、**労力が少なく**て栽培ができる大豆・そばの栽培を推進しております。令和6年度の大豆・そば栽培に向けて、以下のとおり栽培説明会を開催いたしますので、興味のある方や検討されている方は是非ご参加ください。

開催日 ● 令和6年3月22日(金)

時間 ● ①14:00～ ②17:30～ ※同一内容で2回実施します。

会場 ● JA営農センター 第11会議室 (飯田市鼎東鼎281番地)

※天龍社横、飯田市農業課・農業委員会事務所横

内容 ● 栽培品種と種子注文について

播種、栽培管理について

機械利用について (播種機、コンバイン)

その他 ● 大豆は全量買い取りができます。



大豆

大豆畑

ご連絡・問い合わせ先

飯田市農業振興センター ☎0265-21-3217

凍霜害の対策について

3月下旬から5月中旬頃にかけて、遅霜による農作物被害の発生が懸念される季節になります。これらの被害を抑えるため、農家の皆様は防霜ファンや、場合によっては燃焼法を用いることもあるかと思えます。燃焼法で用いる資材は、炎がほとんどなく、ばい煙も少ないことから環境への影響が少ないものではあります。使用する場合には**最寄りの消防署に連絡**するようにお願いいたします。

農業情報メールをご活用ください

登録はこちらから t-iida@sg-m.jp



配信情報

農作物自然災害情報(凍霜害、台風)

農作物等被害対策情報

令和6年度中に機械・施設の導入を計画されている皆様へ

農業経営を改善する目的で農業用の機械や施設を導入される場合に、支援を受けられる補助事業があります。事業の活用を検討される場合は期間内に要望調査票の提出をお願いいたします。

補助対象となる事業

農業経営の改善に必要な機械の導入や農業用施設の整備

※事業費(税抜)50万円以上。スマート農業は事業費30万円以上。

補助額

事業費の3/10以内

(上限50万円)

※要件・提出書類などの詳細は、農業課へお問合せいただくか、飯田市のホームページをご覧ください。

要望調査受付期間 ● 令和6年3月1日(金) から令和6年3月29日(金)

お問合せ先

飯田市農業課 農村振興係 ☎0265-21-3217

